

公益財団法人ちばのWA地域づくり基金 冠基金助成事業
「中央ろうきん 2019 千葉県台風・豪雨災害支援基金(特別枠)」
助成募集要項

「中央ろうきん 2019 千葉県台風・豪雨災害支援基金」について

公益財団法人ちばのWA地域づくり基金では、中央労働金庫様、中央労働金庫労働組合様からの寄付 120 万円を原資に「中央ろうきん 2019 千葉県台風・豪雨災害支援基金(特別枠)」を設けました。

下記の要領で、千葉県南部において中長期的な被災者支援活動を行う、千葉県内に拠点を置く団体等へ助成を行います。

※中央労働金庫は1都7県を営業エリアとし、労働組合などの働く人の団体、広く市民の参加による団体に対し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現を目指している金融機関です。今回の寄付金は、中央労働金庫と中央労働金庫労働組合が労使で行ったカンパ活動により、中央労働金庫の営業エリア内でもある千葉地区の被災地のみなさまが、一日も早く、安全に安心して暮らすことができるよう、全役職員の復興・復旧支援に対する思いから集められたものです。

1. 対象となる事業

「2019年千葉県台風・豪雨災害」に対して千葉県内の団体等が実施する支援活動経費特に下記のテーマが対象となります。

- ・被災地復旧のため継続して支援活動を実施およびボランティアを派遣する取り組み
- ・被災者の孤立防止につながる取り組み
- ・女性や子ども、障害者、高齢者等、災害弱者を守るための取り組み
- ・被災者やボランティアの医療・福祉の支援に関する取り組み
- ・被災者の生活支援・まちづくり活動（防災への取り組みを含む）につながる取り組み
- ・その他、申請団体で被災地ニーズを把握しており、緊急を要する取り組み

2. 対象となる地域

富津市、鋸南町、南房総市、館山市、鴨川市

3. 対象となる団体

(1) 非営利で公益的・社会的な活動を行なっている千葉県内に事務所を置く団体（法人格の有無は問わない）

※千葉県内に拠点があり、県内団体との連携が認められる県外団体も対象とします。

(2) 以下のいずれにも該当しない団体

- ・個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体
- ・政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体
- ・反社会勢力と関係のある団体

4. 助成事業実施期間

2020年1月1日以降の活動

5. 助成金額（総額）

1 団体 20 万円程度（助成総額 100 万円）

1 団体原則 1 事業の申請となります。

6. 対象となる経費

・助成金の使途について特に制限はありません。事務局人件費も含めて支援活動、復興活動に必要な費用（人件費、謝金、印刷費、通信費、会議費、研修費、消耗品費、燃料費等）はすべて対象となります。

（ただし株式会社等の人件費は対象となりません。事業実施に最低限の必要経費のみ対象）

- ・活動終了後、団体の資産計上につながる費用（備品等）については事前にご相談ください。
- ・拠点整備を目的とした事業は対象となりません。ただし助成期間後も災害復興支援に活用されることが明確である場合には対象となる場合もありますので、事前にご相談ください。
- ・他の助成事業との組み合わせは構いませんが、経費の重複がないようにしてください。

7. 申請受付期間

2020年1月6日（月）～2月7日（金）17時まで ※必着

8. 助成申請方法

- ・所定の助成事業申請書に記入の上、メール、郵送のいずれかにて提出してください。
- ・応募書類はホームページからダウンロード可能。https://chibanowafund.org/?page_id=2083

9. 選考方法

- ・選考委員会において、書類及び必要に応じてヒアリングによる選考。
- ・選考では申請内容、インターネットなどで公開されている情報を確認した上で採択を決定します。

<選考の視点>

- ・必要性：被災地のニーズを反映したものか、またニーズ把握ができているか
- ・事業効果：助成事業の実施が被災地支援や復興に効果的なものかどうか
- ・実行力：実施体制がととのっているか、実施に対して強い思いがあるか
- ・資金管理：寄付が原資の基金が適正に活用されるか、金額が妥当か

10. 結果通知

選考の結果は2月下旬までに書面にて通知します。

11. 採択団体が実施すること

- ・活動実施の積極的な情報発信（ホームページ、ブログ、facebook等）
- ・助成期間終了後おおむね1か月以内に、活動報告書の提出

12. 助成金の支払い方法について

- ・助成決定後、予算書の合意を行い、指定の銀行口座（団体名義）に助成金の振込を行います。採択時に手続きについてお知らせします。

13. 重要な注意事項（必ずお読みください）

- ・助成対象団体情報を公開します。
※公開情報 団体名、代表者氏名、所在地、事業内容、助成金額
- ・助成事業申請書にご記載いただいた個人情報、当財団の選考に関わる業務に使用し、それ以外には使用しません。
- ・提出いただいた書類・資料等は返却できません。
- ・選考結果や選考内容に関するお問い合わせには回答いたしかねます。
- ・事業変更（中止）については、手続きを行っていただきます。また、交付済みの助成金で助成事業に使われていない場合は全額返還していただきます。
- ・助成金に関わる収支の証拠書類(領収書など)を整理し、いつでも閲覧できるようにしてください。証拠書類は事業実施終了後3年間の保存が必要です。
- ・法令や条例、規則などに違反した場合は是正措置を求めます。改善されない場合、助成金の返還を求めることとなります。

14. お問い合わせ・申請先

公益財団法人ちばのWA地域づくり基金

〒260-0033 千葉市中央区春日 1-20-15 篠原ビル 301

TEL : 043-239-5335 FAX : 043-239-5336

E-mail : info@chibanowafund.org

ホームページ : <https://chibanowafund.org>